

令和6年度における横浜健康経営認証制度の見直しについて（案）

1 背景

平成28年度の制度開始から8年が経過し、令和5年度の申請応募受付数は557か所、令和6年4月1日現在の認証事業所数は965か所に増加しています。

今後も引き続き、効果的な取組を行う事業所を増やしながら、安定的に制度運営・審査を行っていくため、令和6年度の募集にあたり、横浜健康経営認証制度の見直しを行います。

2 検討の視点

	目指す姿	課題
1	➤ 認証事業所数が増える	＜更なる周知＞ 認証制度を更に周知するとともに、認証を受けることによるメリットも示し、事業所側からも選ばれる制度にしていく必要がある。
2	➤ 効果的な取組を行う事業所が増える	＜評価項目＞ 「第3期健康横浜21」において、女性の健康づくり応援、腰痛予防、骨折・転倒予防の必要性が新たに盛り込まれたことを受けて、これらに取り組んでいる事業所を評価していく必要がある。
3	➤ 応募数増でも持続可能な審査・認証が行える	＜制度運営・審査＞ 毎年の500件前後の応募により、従来の手法では事務局での審査作業及び予算措置に限りがある。また、応募事業所側からの申請事務の負担軽減を求める声にも応える必要がある。

3 見直しの概要

(1) 更なる周知

区役所、関係機関・団体及び民間企業等との連携を進めながら、感染症の蔓延を受けて控えていた積極的なPRを再開していきます。

横浜健康経営認証制度の認知度及びブランド力を高めるために、認証事業所に対するメリット（ICTを活用した禁煙チャレンジに対する補助金）を増やします。

(2) 評価項目

第3期健康横浜21に基づいて推進する必要がある「女性の健康づくり応援」、「腰痛予防」、「骨折・転倒予防」等に関する取組を行っていることが、クラスAAに係る「Ⅲ 健康経営推進体制」において評価の対象となるように、応募用紙に反映します。

(3) 制度運営・審査

ア 添付書類の軽減

クラスA及びAAに係る添付書類を減らすことにより、応募の事務負担を軽減しながら、応募した内容について説明できる資料の保存期間を明確に定めます。

イ 認証期間の延長

横浜健康経営制度を含む「横浜グランドスラム企業表彰」の4制度において、表彰された事業所からの申請手続き等の負担軽減を求める意見にも応じるため、認証期間の延長等の実施を検討しています。

健康経営認証制度については、「初回応募2年間、再応募4年間」に変更します。